

第 6 章 事業評価（その他施設費）と研究開発課題評価

1 事業評価（その他施設費）

個別の公共事業の評価に関しては、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領が策定（平成 13 年 7 月）され、新規事業採択時評価、再評価等が実施されています。

気象庁は、この要領に沿って、気象庁が所管するいわゆる「その他施設費」（気象官署施設、静止気象衛星施設及び船舶建造に係る事業費）を予算化しようとする新規事業について、緊急性・妥当性・費用対効果も含め総合的に新規事業採択時評価を実施することとしています。また、事業採択後、長期間が経過している事業等の継続の必要性等について再評価を行うこととしています。

気象庁では、平成 13 年度第 2 次補正予算にあたり、次の 2 つの事業について新規事業採択時評価を実施しました。（評価内容は表 6 - 1）

事業名	事業主体	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	評価
IT を活用した気象監視・情報伝達基盤の整備	国	H 1 3	1, 2 5 9	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害による被害の軽減 ・予報・予測精度向上への寄与 ・観測能力の向上
低温実験冷凍施設の性能向上	国	H 1 3	3 8 8	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策への寄与 ・気候変化の予測精度向上 ・国際機関への貢献

2 研究開発課題評価

研究開発の評価については、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成 9 年 8 月内閣総理大臣決定）が定められ、その後、発展的に見直しがなされ「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（13 年 11 月内閣総理大臣決定）が定められました。

このうち、個別研究開発課題については、研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて、事前評価を実施することとしています。

また、研究開発が終了したものについては、事後評価を実施するとともに、研究期間が 5 年以上のもの又は期間の定めのないものについては、3 年程度を一つの目安として中間評価を実施することとしています。

気象庁においては、気象研究所を中心として研究開発課題に関する評価を実施しており、14 年度は、「地震発生過程の詳細なモデリングによる東海地震発生 の推定精度向上に関する研究（平成 11 年度～）」の中間評価を実施することとしています。